

# 食品衛生国保

(食品国保揭示板)

No.137  
平成29年4月発行  
京都市下京区高辻西洞院町801番地3  
マキビル5F  
電話075-371-1235

食品国保 保健事業  
平成二十八年度の健康ウォーキング

日時：平成二十八年  
十月二十三日 日曜日  
方面：淡路・鳴門方面



平成二十八年十月二十三日、食品国保保健事業の一環として淡路・鳴門方面にて「健康ウォーキング大会」を行いました。  
観光バスに乗り込んだ役員、組合員総勢七十四名の一行は朝八時に京都を出発、名神高速・神戸淡路鳴門道を経て十一時に大鳴門橋に到着。橋桁下部に設置された全長四百五十メートルの海上遊歩道「渦の道」を散策しました。海上四十五メートルのガラス床からのぞき込む渦潮は、吸い込まれそうでスリル満点でした。  
昼食をルネッサンスリゾートでとり、「あわじ花さじき」へ向かい、自由散策ウォーキングを行いました。サルビアやコスモスの咲き乱れるなかでのウォーキングは時間が経つのを忘れてしまいました。  
大阪湾を背景に広がる花の大パノラマを名残惜しくも後にし帰路へ。京都に到着しました。天候に恵まれ参加された方たちにケガ等もなく、無事に終えられたことを事務局一同感謝しております。今後この大会が皆様に一層親しまれますよう更に努力を重ねて参ります。平成二十九年についても皆様の参加をお待ちしております。

## 平成29年度組合予算決定



岡本理事長

平成二十九年度の当組合の事業計画、歳入歳出予算などについては、三月二十四日(金)午後四時から「京都ホテルオークラ」で開催された、「第百二十三回通常組合会」で決定されました。

通常組合会は、組合議員の他、理事、監事も出席して開催され、岡本 勲理事長から挨拶があった後、九門男組合会議長により議事が進められ次の議案及び報告事項について承認されました。

議案事項  
報告第一号 専決処分  
に附した規約の一部  
を改正規約の制定に  
ついて

法令遵守担当の変更  
規約四十五条の二の  
二関係の変更  
議案第一号 平成二十  
九年度事業計画の承  
認について  
議案第二号 平成二十  
九年度歳入歳出予算  
の承認について  
議案第三号 平成二十  
九年度法令順守(コ  
ンプライアンス)の  
為の実践計画につ  
いて  
議案第四号 組合会議  
員等の選挙区別定数  
について  
平成二十八年度の予  
算総額は八億三千七百  
一万円六千円となっ  
ており、対前年比は千三  
百四十万九千円の約  
9.8%の増分となつて  
おります。

今年度は、非常に大  
きな新規事業がありま  
す。個人番号の導入に  
伴って、国保中央会の  
中間サーバーに登録す  
る事業の開始です。  
これは、食品国保の  
みならず、他の国保組合  
及び医療保険者が全国  
的な規模で行われます。  
また、個人情報の基  
本情報の連携だけでは  
なく、滞納や一部給付  
における副本情報等も  
管理すると言います。  
平成二  
十七年十  
月より、  
住民基本  
台帳を有  
する国民  
一人一人  
に十二桁  
のマイナ  
ナンバー  
が通知され  
(外国人  
も対象に  
なってい  
ます、  
原則マイ  
ナンバー  
は一生使



うもので、漏えいして、  
不正に使われるおそれ  
がある場合を除いて、  
番号は一生変更されま  
せん。  
平成二十九年七月か  
らは、社会保障、税、  
災害対策の行政手続に  
マイナンバーが必ず必  
要となり、マイナンバー  
は社会保障、税、災害  
対策の中でも、法律や  
自治体の条例で定めら  
れた行政手続でしか使  
用することはできない  
との事です。  
上記に係る情報提供  
につきましては、厚生  
労働省等関連のホーム  
ページ等でも順次新し  
い情報を掲載されてい  
ますが、国保組合とし  
ましても今後、会報の  
「食品国保揭示板」等で  
皆様に分かりやすい情  
報提供を考えておりま  
す。



議案第一号 平成二十九年事業計画の承認について

国民健康保険制度は、わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療の確保と地域住民の健康保持に大きく貢献してきました。

京都市食品衛生国民健康保険組合が設立されたのは昭和三十三年ですが、爾来、五十五年以上にわたって、旅館・食品関係業者とその家族、従業員の医療の保障と健康を守るために、鋭意努力を重ねてまいりました。

さて、昨年は熊本大震災や、鳥取県中部の大地震があり、また北海道や東北地方で台風による水害等もありました。

また、景気回復については、わが国は長年不況に喘いでいました。二〇一二年の衆議院選挙では、民主党（現・民進党）から自民党に再び政権が変わり、二〇一四年の選挙では、消費税が10%に変わる増税の延期もされました。

では、定率補助金の削減化、高価な新薬の薬剤費の負担と国保組合にとっては財政負担を大きく揺るがす傾向にあり、また、組合員の皆様においても、一部負担金の高い高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準の見直し、65歳以上の入院時生活療養費の見直し等も予定されております。

今後は、国の施策である個人番号制度（マイナンバー制度）も国保組合の管理業務に七月から正式に導入される事も決まっております。

専門的な技術、事務能力をかなり必要とし、各国保組合にとっても専任者がいないと到底対応が困難な状況が困難です。

勿論、国策事業ですので、経費は国庫補助対象にも上げられませんが、人的な不足を補って頂けるものではなく、国保組合にとっては、かなりの痛手となっております。

一方、組合の保健事業は、二〇一四年に消費税が5%から8%に増税時に各健診機関の増税分も含んだ形式で一斉値上げがあったにも関わらず、当組合の健診費に係る一部負担金は据置きで頑張りてきました。

議案第三号 平成二十九年度京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する実践計画（案）

議案第三号は、平成二十三年度から制度は始まって以来、計画案では大きな変更はありません。今年度についてもしっかり取り組んでいく事としております。

平成二十九年三月三日に行われました、第165回理事会では専決承認された「法令遵守理事の資格喪失に伴う、役員の変更」は、残任期間も少なく、西山事務長に委ねる事になったことの報告がありました。

今後、マイナンバーに関連する規約変更や個人情報保護の変更、更なるコンプライアンス強化のため、取り組みを見直していきたいと思っております。

京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本計画の4に基づき、平成二十九年年度の実践計画を次のとおり策定する。

議案第四号 組合会議員等の選挙区別定数（案）

議案第四号では、第三十一期（平成二十九年四月一日）平成三十一年三月三十一日）の組合会議員、理事、監事の選挙区別定数を承認いただきました。

Table with 5 columns: 選挙区, 組合会議員, 理事, 監事, 計. Rows include 館子業肉果物食その他, 菓子業肉果物食その他, etc.

平成29年度 半日人間ドック・ミニドック料金表

◇補助対象者◇ 40歳以上(S18.4.1~S53.3.31生まれの方) ※29年度中に40歳になられる方は、40歳の誕生日を迎えていなくても受診できます。

Table with 2 columns: 負担金, 人間ドック 8,000円, ミニドック 3,000円, 脳ドック 7,000円, 上腹部MRI 7,000円

※今年度からミニドックが有料になります!!

Table with 3 columns: 検査機関, 契約料金(消費税別), 連絡先. Lists various medical centers and their contact info.

◇受診方法◇ ①ご希望の検査機関に電話で予約をしてください。②検診日が決まりましたら、「本人負担額」と「特定健診受診券(グリーン色)」を当組合まで持参してください。

◆補助対象外の方は、契約料金全額自己負担です◆

● 特定健診・特定保健指導について

ご承知の通り、平成二十年から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けされております。

年に一度、皆様の身体の健康状態をチェックして一年間何もないうちに健康に過ごしましょう。毎年、数件ですが「人間ドックを受診してがんが見つかった」等のご意見をいただきます。

がんという病気は、自覚症状が出てから病院に行かれても、手遅れになることが多く、早期発見、早期治療ということが求められます。

平成二十九年年度受診券については、四月上旬頃に皆様（世帯単位）に送付いたします。お早い目の受診が比較的に状況です。

Table with 2 columns: 被保険者数, 後期支援金分, 保険給付, etc. Lists financial and membership data.

議案第二号 歳入歳出予算の承認では、1号議案で説明いたしました新たな事業に係る国庫補助の受け入れの説明と、共通システム負担金で拠出する説明を合わせていたしました。

平成29年度京都市食品衛生国民健康保険組合予算

Table with 3 columns: 歳入(千円), 歳出(千円), 諸取入. Lists budget items and amounts.

(2) 人間ドック 対象者 40歳以上の被保険者 経費 費用の30%を越えない範囲で一部負担金を徴収する。